介護サービス事業者等　自主点検シート　[**令和３年４月版**]

【 [通所介護併設]　第１号通所事業（介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA）】

　　通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所で一体的に運営している事業所用

　　※　地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している事業所は、【地域密着型通所介護・第１号通所事業】の自主点検シートを使用してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  |  | 運営法人名 |  |
| 事業所名 |  |  |
| 管理者名 |  |  | 法人代表者名 |  |
| 所在地 | 志木市 |  | 記入者名 |  |
| 電話番号 |  |  | 記入年月日 |  |

　　　　　志木市 福祉部 福祉監査室　　TEL： TEL： ０４８－４５６－５３６５（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

|  |
| --- |
| 自主点検シートについて  　・　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが、人員・設備・運営基準に適合しているかどうか、介護報酬の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。  　・　この自主点検シートを活用して、事業所の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。  　・　市が実地指導を行う際には、事前に事業所でこの自主点検シートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いしています。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、事業所の方でもシートの写しを保管しておいてください。  　・　「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当・適合・不適合）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。  ※「確認事項」欄で、「通所介護」、「介護予防通所介護相当サービス」又は「通所型サービスA」の用語については、「サービス」という表記に変更しています。  ※「確認事項」欄のゴシック体で書かれた部分は、**令和３年４月以降**の改正部分又は追加部分です。  ［点検項目欄に、第１号通所事業に係る根拠法令等の記載は省略していますが、関係規定は次のとおりです。］  　・　志木市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年規則第11号）  　・　平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防通所介護に係る基準  　・　志木市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程（平成29年告示第79号）  　・　志木市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年告示第77号）  　・　地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知の別紙）の別添１に定める費用の単位  　　　（別添１に掲げる他は平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずる。） |

　　（目次）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則・基本方針 | |  | 第５　介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスＡの支援基準 | |
| 1　一般原則 | 3 |  | 1　基本取扱方針 | 17 |
| 2　基本方針 | 3 |  | 2　具体的取扱方針 | 17 |
| 第２　人員基準 | |  | 3　サービスの提供に当たっての留意点 | 18 |
| みなし規定 | 3 |  | 4　安全管理体制等の確保 | 18 |
| 1　生活相談員 | 3 |  | 第６　介護報酬 | |
| 2　看護職員 | 4 |  | 1　基本的事項 | 19 |
| 3　介護職員 | 4 |  | 2　サービス種類相互の算定関係 | 19 |
| 4　機能訓練指導員 | 4 |  | 3　基本となるサービス事業費 | 19 |
| 5　管理者 | 4 |  | 4　定員超過減算・人員基準欠如減算 | 20 |
| 第３　設備基準 | |  | 5　生活機能向上連携加算 | 21 |
| みなし規定 | 5 |  | 6　若年性認知症利用者受入加算 | 23 |
| 1　設備及び備品等 | 5 |  | **7　栄養アセスメント加算** | 23 |
| 2　食堂及び機能訓練室 | 5 |  | **8**　栄養改善加算 | 23 |
| 3　相談室 | 5 |  | **9　口腔・**栄養スクリーニング加算 | 25 |
| 4　宿泊サービスの提供 | 5 |  | **10**　口腔機能向上加算 | 26 |
| 第４　運営基準 | |  | **11　科学的介護推進体制加算** | 28 |
| 1　内容及び手続の説明及び同意 | 6 |  | **12**　同一建物に居住する利用者等の取扱い | 28 |
| 2　提供拒否の禁止 | 6 |  | **13**　サービス提供体制強化加算 | 29 |
| 3　サービス提供困難時の対応 | 6 |  | **14**　介護職員処遇改善加算 | 31 |
| 4　利用資格等の確認 | 6 |  | **15**　介護職員等特定処遇改善加算 | 32 |
| 5　要支援認定の申請等に係る援助 | 6 |  | **16**　生活機能向上グループ活動加算 | 34 |
| 6　心身の状況等の把握 | 6 |  | **17**　運動器機能向上加算 | 35 |
| 7　介護予防支援事業者等との連携 | 6 |  | **18**　選択的サービス複数実施加算 | 36 |
| 8　第１号事業支給費の支給を受けるための援助 | 6 |  | **19**　事業所評価加算 | 37 |
| 9　計画に沿ったサービスの提供 | 6 |  | 第７　その他 | |
| 10　サービス計画等の変更の援助 | 6 |  | 1　変更の届出 | 37 |
| 11　サービスの提供の記録 | 7 |  |  |  |
| 12　利用料等の受領 | 7 |  | ※「中山間地域等居住者サービス提供加算」は省略 |  |
| 13　サービス提供証明書の交付 | 8 |  |  |  |
| 14　高齢者虐待の防止 | 8 |  |  |  |
| 15　利用者に関する市町村への通知 | 8 |  |  |  |
| 16　緊急時等の対応 | 8 |  |  |  |
| 17　管理者の責務 | 8 |  |  |  |
| 18　運営規程 | 8 |  |  |  |
| 19　勤務体制の確保等 | 9 |  |  |  |
| **20　業務継続計画の策定等** | 11 |  |  |  |
| **21**　定員の遵守 | 11 |  |  |  |
| **22**　非常災害対策 | 11 |  |  |  |
| **23**　衛生管理等 | 11 |  |  |  |
| **24**　掲示 | 12 |  |  |  |
| **25**　秘密保持 | 12 |  |  |  |
| **26**　広告 | 12 |  |  |  |
| **27**　利益供与の禁止 | 12 |  |  |  |
| **28**　苦情処理 | 12 |  |  |  |
| **29**　地域との連携 | 12 |  |  |  |
| **30**　事故発生時の対応 | 13 |  |  |  |
| **31**　会計の区分 | 13 |  |  |  |
| **32**　記録の整備 | 13 |  |  |  |
| **33**　保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱い | 13 |
| **34　電磁的記録等** | 15 |

|  |  |
| --- | --- |
| **┌**該当する種別の□を■に又はチェックを入れてください。 | 点検する項目： 【共通】と記載された項目**＋**下記の【相当】又は【A】の項目 |
| ・【共通】は、通所介護と共通する点検項目  ・【通介】は、通所介護の点検項目  ・【共通】【通介】の点検項目での留意事項等の詳細は、埼玉県が作成した「通所介護」の自主点検表で確認してください。 |
| □ ① 介護予防通所介護相当サービス  □ ② 通所型サービスA（旧介護予防通所介護の  　　　基準を緩和した基準に従った通所サービス） | 【相当】（左記の①）、【A】（左記の②）と記載された項目 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **確認事項** | **点検結果** | | **不適合の場合：その状況・改善方法** |
| 第１　一般原則・基本方針 | | | | |
| 【相当・A】  1 一般原則 | 1)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | □いる  □いない | |  |
| 2)　事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市その他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福 | □いる  □いない | |  |
| 祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | | | |
| **3)　サービスの提供により、事故が発生しないよう利用者の安**  **全の確保に努めていますか。** | | □いる  □いない |  |
| **4)　サービスを提供するにあたっては、法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か** | | **□いる**  **□いない** |  |
| **つ有効に行うよう努めていますか。** | | | |
| 【相当・A】  2 基本方針 | サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自  立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の | □いる  □いない | |  |
| 支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | | | |
| 第２　人員基準 | | | | |
| 【相当・A】  みなし規定 | ※　通所介護事業者が第１号通所事業者（介護予防通所介護相当サービスに限る。）の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、通所介護事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。  ※　通所型サービスA事業者が通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、通所介護事業、地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの人員に関する基準を満たすことをもって、通所型サービスA事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。  ※　介護予防通所介護相当サービス事業者についても、旧介護予防通所介護に係る基準で、同様のみなし規定がある。 | | | |
| 【共通】  1 生活相談員 | 1)　サービスの提供日ごとに、次のとおり、当該サービスの提供を行う時間数に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員を１人以上配置していますか。 | □いる  □いない | |  |
| サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数  　 　─────────────────────────────────　≧　１  　 　　　　　　　サービスを提供している時間帯の時間数（提供時間数） | | | |
| 2)　生活相談員又は介護職員のうち１人以上を常勤としていますか。 | □いる  □いない | |  |
|  | ※　生活相談員の要件（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第５条第２項に定める生活相談員に準ずるもの）  　　1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者  　　　　①　大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  　　　　②　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  　　　　③　社会福祉士  　　　　④　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者  　　　　⑤　①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの  　　　　　　（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）  　　2) これと同等以上の能力を有すると認められる者 （介護支援専門員、介護福祉士）  ※　生活相談員は、サービスの単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり提供時間数に応じた配置が必要になる。  　　 提供時間数：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）  　　[確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式］　提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝ 提供時間数 | | | |
| 【通介・相当】  2 看護職員 | サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を１人以上配置していますか。 | □いる  □いない | |  |
| （【相当】利用定員が１０人以下の場合には、この規定は適用されません。） | | | |
| 【共通】  3 介護職員 | 1)　サービスの単位ごとに、下記のとおり、当該サービスの提供を行う時間数に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる介護 | □いる  □いない | |  |
| 職員（【相当】利用定員が１０人以下の場合には、看護職員又は介護職員）を配置していますか。  　　①利用者の数が１５人まで  　　　　サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数  　　 　────────────────────────────　≧　１　（１人以上）  　　　　　　　　サービスを提供している時間数（提供単位時間数）  　　②利用者の数が１６人以上  　　　　サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数　　　　利用者の数－１５  　　 　────────────────────────────　≧　─────── ＋１  　　　　　　　　サービスを提供している時間数（提供単位時間数）　　　　　　　　　　　　　５ | | | |
| ※「利用者」  　・　通所介護事業者が、第１号通所事業者（介護予防通所介護相当サービスに限る。)の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。  　・　通所型サービスA事業者が、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。  ※　介護職員は、サービスの単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。  　　 提供時間数：当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）  　　[確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式］  　　　　・利用者数１５人まで  　　　　　　　単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝ 平均提供時間数  　　　　・利用者数１６人以上  　　　　　　　単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数－１５）÷５＋１）×平均提供時間数  　　　　※平均提供時間数 ＝ 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数 | | | |
| 2)　生活相談員又は介護職員のうち１人以上を常勤としていますか。 | □いる  □いない | |  |
| 3)　サービスの単位ごとに、介護職員を、常時１人以上従事させていますか。 | □いる  □いない | |  |
| 【共通】  4 機能訓練  指導員 | 機能訓練指導員を１人以上配置していますか。  **●資格：** | □いる  □いない | |  |
| ※　機能訓練指導員（訓練を行う能力を有する者）の資格  　　①理学療法士、　②作業療法士、　③言語聴覚士、　④看護職員、　⑤柔道整復師、⑥あん摩マッサージ指圧師、　⑦はり師、　⑧きゅう師  　注）⑦はり師、⑧きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格  を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 | | | |
| 【共通】  5 管理者 | 事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 | □いる  □いない | |  |
| ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされています。 | | | |
| ※　県では、居宅サービス事業所等の指定に係る管理者の他職務との兼務について、次のとおり取扱っている。  　　①　通所介護での兼務可能な職務の例　管理者と生活相談員  　　②　他事業所との兼務　管理者同士の兼務のみ認める（同一敷地内にあるなどの地理的要件を満たした場合のみ）  　　③　①及び②の両方を兼務することは認められない  （「介護保険法に規定する居宅サービス事業所等の管理者の兼務について」埼玉県福祉部高齢者福祉課） | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３　設備基準 | | | |
| 【相当・A】  みなし規定 | ※　通所介護事業者が第１号通所事業者（介護予防通所介護相当サービスに限る。）の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、通所介護事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。  ※　通所型サービスA事業者が通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、通所介護事業、地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの設備に関する基準を満たすことをもって、通所型サービスA事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。  ※　介護予防通所介護相当サービス事業者についても、旧介護予防通所介護に係る基準で、同様のみなし規定がある。 | | |
| 【共通】  1 設備及び  備品等 | 1)　食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備・備品等を備えていますか。 | □いる  □いない |  |
| 2)　設備は、専ら当該サービスの用に供するものとなっていますか。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。 | | |
| 【共通】  2 食堂及び  機能訓練室 | 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３㎡に利用定員を乗じて得た面積以 | □いる  □いない |  |
| 上となっていますか。  　　ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができます。     |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | **●食堂及び機能訓練室の合計面積 （届出上）** | | | | |  | **㎡** | | **●基準上の必要面積　３㎡ × 利用定員の合計（ ①＋② ）** | | |  | **＝** |  | **㎡** | |  | **利用定員** | **①通所介護** |  | **人** |  | | | **介護予防通所介護相当サービス** | | **②通所型サービスA** |  | **人** | | | |
| ※　通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×３㎡以上確保する必要がある。  　（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ　平成27年8月19日版　問14　厚生労働省） | | |
| 【共通】  3 相談室 | 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。 | □いる  □いない |  |
| 【相当・A】  4 宿泊サービスの提供  ※通所介護事業者が宿泊サービスを提供する場合は、県への届出が必要 | 1)　事業者がサービスの提供に必要な設備を利用し、夜間及び深夜に通常のサービス以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合に、当該サービスの内容を当該サービ | □いる  □いない  □非該当 |  |
| スの提供の開始前に市に届け出ていますか。 | | |
| ※　宿泊サービスに係る基準、届出等は、「志木市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」（平成28年8月1日施行）で規定している。  ※　当該指針の施行前に「埼玉県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」の規定により行われた県への届出は、市への届出とみなしている。 | | |
| 2)　届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから１０日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の１月前までに市に | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 届け出ていますか。 | | |
|  | 3)　開始届、変更届、休止届、廃止届の内容を、介護サービス情報の基本情報として、県（埼玉県指定情報公表センター）に報告していますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 4)　「志木市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿って、宿泊サービスは適切に提供されていますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　運営基準 | | | |
| 【相当・A】  1 内容及び  手続の説明  及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他 | □いる  □いない |  |
| の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | | |
| ※　重要事項  　　①運営規程の概要　　②従業者の勤務体制　　③事故発生時の対応　　④苦情処理の体制  ※　同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書等）によって確認することが望ましい。 | | |
| 【共通】  2 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | □いる  □いない |  |
| 【相当・A】  3 サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防支援事 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 業の委託を受けた地域包括支援センター（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他のサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | | |
| 【相当・A】  4 利用資格等の確認 | 1)　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の | □いる  □いない |  |
| 該当（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめていますか。 | | |
| 2)　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 【相当・A】  5 要支援認定の申請等に  係る援助 | 1)　サービス提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | | |
| 2)　介護予防支援又は第１号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 支援認定等の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | | |
| 【相当・A】  6 心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心 | □いる  □いない |  |
| 身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | | |
| 【相当・A】  7 介護予防支援 事業者等との  連携 | 1)　サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | □いる  □いない |  |
| 2)　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支 | □いる  □いない |  |
| 援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | | |
| 【相当・A】  8 第１号事業支給費の支給を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「介護予防・生活支援サービス計画等」という。）の作成の届出を行っ | □いる  □いない  □非該当 |  |
| ていない等、第１号事業を利用する要件を満たしていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防・生活支援サービス計画等の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明していますか。  　　また、介護予防支援事業者等に関する情報を提供すること、その他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 | | |
| 【相当・A】  9 計画に沿ったサービスの提供 | 介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | □いる  □いない |  |
| 【相当・A】  10 サービス計画等の変更の援助 | 利用者が介護予防・生活支援サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | □いる  □いない |  |
| 【相当・A】  11　サービスの提供の記録 | 1)　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必 | □いる  □いない |  |
| 要な事項を、利用者の介護予防・生活支援サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス提供票等）に記載していますか。 | | |
| 2)　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合に | □いる  □いない |  |
| は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。 | | |
| 【相当・A】  12 利用料等の受領 | 1)　法定代理受領サービスに該当するサービスについての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証でその負担割 | □いる  □いない |  |
| 合を確認し、第１号事業支給費基準額の１割、２割又は３割（法の規定により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | | |
| 2)　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、第１号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　介護保険の通所介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いは、p13～16を点検のこと。 | | |
| 3)　1)、2)の支払を受けるほか、次の費用の支払いを利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。  　　①　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  　　②　食事の提供に要する費用  　　③　おむつ代  　　④　サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 | | |
| 4)　上記 3) ④ の費用の具体的な取扱いは、厚生労働省通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱っていますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| ※　上記通知等からの抜粋  　　「その他の日常生活費」の趣旨  　　　　・　利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者が地域密着型通所介護の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る費用がこれに該当する。  　　　　・　サービスの提供と関係のないもの（利用者の嗜好品の購入等）の費用は、「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。  　　「その他の日常生活費」の受領に係る基準  　　　　①　「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。  　　　　②　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない、あいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。  　　　　③　「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行  　　　　　われるものでなければならず、事業者は「その他の日常生活費」の受領について利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。  　　　　④　「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。  　　　　⑤　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。  　　　　　　ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。  　　「その他の日常生活費」の対象となる便宜の範囲（通所介護での参考例）  　　　　①　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用  　　　　　　　※　一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。  　　　　　　　　　したがって、こうした物品を全ての利用者に対して一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 | | |
|  | ②　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用  　　　　　　　※　例えば、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定  　　　　　　　　されるものであり、全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室  　　　　　　　　等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められない。  ※　【相当・A】利用者から入浴代を徴収することは、平成１８年に厚生労働省が示した介護予防通所介護での取扱いと同様に、認められない。  　　　（h18.3.22 Q&A 介護予防通所介護の基本単位関係）送迎・入浴については、基本単位の中に算定されていることから、事業所においては、引き続き希望される利用者に対して適切に送迎・入浴サービスを提供する必要があると考えている。 | | |
|  | 5)　3)の①～④の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか | □いる  □いない |  |
| 6)　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | □いる  □いない |  |
| 【共通】  13 サービス提供証明書の  交付 | （保険給付が償還払いとなる場合）提供したサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 【共通】  14 高齢者  虐待の防止 | **1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開** | □いる  □いない |  |
| **催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。** | | |
| ※　高齢者虐待に該当する行為  ①利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  ②利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。  ③利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  ④利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。  ⑤利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 | | |
|  | **2)　虐待の防止のための指針を整備していますか。** | **□いる**  **□いない** |  |
|  | **3)　従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施しています**  **か。** | **□いる**  **□いない** |  |
| **4)　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を**  **置いていますか。** | **□いる**  **□いない** |  |
| 【相当・A】  15 利用者に関する市町村への通知 | 1)　利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるときは、遅滞 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | | |
| 2)　利用者が偽りその他不正の行為によって第１号事業支給費を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 【共通】  16 緊急時等の対応 | 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | □いる  □いない |  |
| 【通介・相当】  17 管理者の責務 | 1)　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | □いる  □いない |  |
| 2)　管理者は、当該事業所の従業者に、第４の運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | □いる  □いない |  |
| 【共通】  18 運営規程 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 | □いる  □いない |  |
| ①事業の目的及び運営の方針  　②従業者の職種、員数及び職務の内容  　③営業日及び営業時間  　④利用定員  　⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額  　⑥通常の事業の実施地域  ⑦サービス利用に当たっての留意事項  ⑧緊急時等における対応方法  ⑨非常災害対策  **⑩虐待の防止のための措置に関する事項**  **⑪**その他運営に関する重要事項 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【共通】  19 勤務体制の確保等 | 1)　雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。 | □いる  □いない |  |
| **【雇用・労働契約の成立】**  **（民法第623条）**  ※　雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。  **（労働契約法第6条、第7条、第12条、第4条）**  ※　労働契約は、労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると成立する。  ※　労働契約を締結する場合に、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなる。  　　ただし、労働契約において、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、その合意していた内容が、労働者の労働条件となる。  　　なお、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効となる。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。  ※　使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。労働者と使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。  ※　労働契約法では、労働契約について、雇用契約書など書面での作成を義務付けていないが、労働契約の内容が不明確なことによるトラブルを防ぐために、雇用契約書を取り交わしている事業所が多い。  　　また、「雇用契約書」の内容に、以下の「書面の交付により明示しなければならない労働条件」を含めている事業所も多い。  **【労働条件の明示】**  **（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）**  ※　労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することを、使用者に義務付けている。   |  |  | | --- | --- | | **▼必ず明示しなければならない項目**     |  | | --- | | **▼書面（労働条件通知書等）の交付等により明示しなければならない項目**    **①**労働契約の期間  　　　期間の定めのある労働契約の場合はその期間、期間がない労働契約の場合はその旨を明示しなければならない。  **②**期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準  （更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。）  **③**就業の場所、従事すべき業務  　雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りるものであるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。  **④**始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を２組以上に分けて就業させる場合における就業時転換  当該労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件を明示しなければならない。  　　　なお、当該明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合は、労働者の利便性をも考慮し、所定労働時間を超える労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りる。  **⑤**賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く。）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期  **⑥**退職（解雇の事由を含む。）    　※　書面による明示については、「当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない」とされている。  　　（上記の　　　の部分は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」(平成11年1月29日基発第45号　労働省労働基準局長通達)の記載。）  　※　「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）」を締結する場合には、契約更新の都度、労働条件の明示が必要とされている。 | | | | |
|  | |  |  | | --- | --- | | |  | | --- | | また、**雇用する労働者が短時間労働者（注）である場合**には、上記①～⑥の事項に加えて、次のa)～d)の事項についても、文書の交付等により明示することが義務付けられている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条）。  **a)**昇給の有無　　　　　**b)**退職手当の有無　　　　　　**c)**賞与の有無  **d)**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（担当者の氏名、担当者の役職又は担当部署等）（ d)の項目は平成27年4月から追加）    　　注）　短時間労働者：　パートタイマー、アルバイト、契約社員などの名称にかかわらず、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者。「所定労働時間が短い」とは、わずかでも短ければ該当する。    ※　労働条件の明示方法は、これまで書面の交付に限られていたが、平成３１年４月からは、労働者が希望した場合、①ＦＡＸでの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が電子メール等の記録を出力して書面を作成できるものに限られる）により明示することができるようになった。 |     **⑦**昇給 |      |  | | --- | | **▼使用者が以下の項目に関する定めをした場合に、明示しなければならない項**目    **①**退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払の方法、退職手当の支払の時期  **②**臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当、奨励加給、能率手当、最低賃金額  **③**労働者に負担させるべき食費、作業用品等  **④**安全、衛生  **⑤**職業訓練  **⑥**災害補償、業務外の傷病扶助  **⑦**表彰、制裁  **⑧**休職 |   　　※　短時間労働者を雇用する事業主は、上記の文書の交付等により明示することが義務付けられている事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとされている。  　　※　労働条件通知書の様式は、厚生労働省のホームページに掲載されている（労働基準法関係主要様式ダウンロードコーナー）。    　（有期労働契約についての補足）  　　※　「有期労働契約」は、有期事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、原則として、３年を超える期間について締結してはならないこととされている。  　　　　ただし、①高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者（平成15年厚生労働省告示第356号で規定）との間に締結する労働契約、②満６０歳以上の労働者との間に締結する労働契約については期間の上限は５年とされている。　（労働基準法第14条）。  　　※　平成２５年４月１日以後に開始する「有期労働契約」が５年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される。無期転換申込権が発生した契約期間中に、無期転換の申込みがあった場合、使用者は断ることができず、その時点で無期労働契約が成立する。　（労働契約法第18条） | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2)　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | | □いる  □いない | |  |
| 3)　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| 4)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| **4-2)　その際、全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講さ** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| **せるために必要な措置を講じていますか。** | | | | |
| **5)　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であ** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| **って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方**  **針の明確化等の必要な措置を講じていますか。** | | | | |
| **【共通】**  **20 業務継続計画の策定等** | **1)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| **早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じていますか。** | | | | |
| **2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| **3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務**  **継続計画の変更を行っていますか。** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| 【共通】  **21** 定員の遵守 | 利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。  　　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | | □いる  □いない | |  |
| ※　通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、  　　・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、  　　・これとは別に通所型サービスＡについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。  　　　（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ　平成27年8月19日版　問12　厚生労働省） | | | | |
| 【共通】  **22** 非常災害対策 | 1)　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に | | □いる  □いない | |  |
| 周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | | | | |
| **1-2)　1)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ**  **う連携に努めていますか。** | | | **□いる**  **□いない** |  |
| ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。  　（参考）　社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県） | | | | |
| 水防法  15条の3 | 2)　事業所が「浸水想定区域内」に所在し、かつ、市の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に該当していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| ※　志木市地域防災計画（平成30年3月改正版）の「資料編」に、「資料８．２　浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。 | | | | |
| 3)　2)で「要配慮者利用施設」に該当する場合、洪水時等の円滑・迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」を作成し、 | | □いる  □いない | |  |
| この計画に基づいて、洪水時等を想定した「避難訓練」を実施していますか。 | | | | |
| ※　浸水想定区域内に所在し、市町村の地域防災計画で「要配慮者利用施設」と位置付けられた施設は、避難確保計画の作成と市への報告、避難訓練の実施が義務付けられている。（平成29年の法改正で義務化された。） | | | | |
| 【共通】  **23** 衛生管理等 | 1)　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講 | | □いる  □いない | |  |
| じていますか。 | | | | |
| ※　従業者（常時使用する労働者）に対する健康診断は、１年以内（夜勤職員は６か月以内）ごとに１回、定期的に行わなければならない。（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、45条）  ※　短時間労働者であっても、次の①、②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。  　　①　期間の定めのない労働契約又は期間１年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により１  年以上使用され、又は使用されることが予定されている者  　　②　週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の３／４以上である者  ※　健康診断の実施は法で定められたものであるため、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきもので  ある。 | | | | |
| **2)　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委**  **員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| **する。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています**  **か。** | | | | |
| **3)　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してい**  **ますか。** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| **4)　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研**  **修及び訓練を定期的に実施していますか。** | | **□いる**  **□いない** | |  |
| 【共通】  **24** 掲示 | 1)　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| **※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**  **①運営規程の概要、②従業者の勤務体制、③事故発生時の対応、④苦情処理の体制、⑤提供するサービス**  **の第三者評価の実施状況　等**  **※　事業所の見やすい場所**  **重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込書、利用者又はその家族に対して見やすい場所**  **※　従業者の勤務体制**  **職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるもの**  **ではない。** | | | | |
| **2)　1)の掲示に代え、1)の事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。** | **□いる**  **□いない** | | |  |
| **※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な**  **形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができることとしたものである。** | | | | |
| 【共通】  **25** 秘密保持 | 1)　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | | □いる  □いない | |  |
| また、従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | | | | |
| 2)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | | □いる  □いない | |  |
| 3)　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平 | | □いる  □いない | |  |
| 成29年厚生労働省）に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | | | | |
| 【共通】  **26** 広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | | □いる  □いない | |  |
| 【相当・A】  **27** 利益供与の禁止 | 介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | | □いる  □いない | |  |
| 【共通】  **28** 苦情処理 | 1)　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口の設置等必要な措置を講じていますか。 | | □いる  □いない | |  |
| 2）　1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| 3)　市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| 助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。  　　市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告していますか。 | | | | |
| 4)　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | | | | |
| 【相当・A】  **29** 地域との連携 | 1)　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | | □いる  □いない | |  |
| **2)　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を** | **□いる**  **□いない** | | |  |
| **行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。** | | | | |
| **3)　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めています** | **□いる**  **□いない**  **□非該当** | | |  |
| **か。** | | | | |
| 【相当・A】  **30** 事故発生時の対応 | 1)　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| ※　市では、「事故発生時の報告取扱要領」と「事故報告書（様式）」を定め、ホームページに掲載している。 | | | | |
| 2)　1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| 3)　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| 4)　夜間及び深夜に通常のサービス以外の宿泊サービスを提供する場合、当該サービスの提供により事故が発生した場合は、上記と同様の対応を行っていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| 5)　事業者が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| ※　「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。  ※　業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。 | | | | |
| 【共通】  **31** 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| 【共通】  **32** 記録の  整備 | 1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| 2)　利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 | | □いる  □いない | |  |
| ①サービスに係る計画  　　②提供した具体的なサービスの内容等の記録  　　③利用者に関する市町村への通知に係る記録  　　④苦情の内容等の記録  　　⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | | | | |
| **※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除・他の施設への入所、利用者**  **の死亡、利用者の自立を含む）により、一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。** | | | | |
| 【共通】  **33** 保険外  サービスを  組み合わせて提供する場合の取扱い  「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の  取扱いについて」  平成30年9月28日付け厚生労働省  通知 | 1)　通所介護を提供中の利用者に対して、保険外サービスを提供することについては、次のことを理解していますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| ①　通所介護は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話並びに機能訓練を行うサービスであり、様々なサービスが介護保険サービスとして提供可能である。  　②　このため、事業所内において利用者に対して提供されるサービスについては、通所介護としての内容と保険外サービスとしての内容を区分することは、基本的には困難である。  　③　したがって、保険外サービスとして利用者から保険給付とは別に費用を徴収することは、基本的には適当でなく、仮に特別な器具や外部事業者等を活用する場合であっても、あくまで通所介護として実施し、必要に応じて実費等を追加徴収することが適当である。 | | | | |
| ※　理美容サービスは、通所介護と明確に区分可能であることから、デイサービスセンター等で、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは可能である旨示されている。  　※　併設医療機関の受診については、通所サービスのサービス提供時間帯における受診は、緊急やむを得ない場合に限り認められている。  　※　なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間や緊急時の併設医療機関の受診に要した時間は含めない。 | | | | |
|  | 2)　保険外サービスが通所介護と明確に区分することが可能な場合は、次の事例と同様に取り扱っていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| 【サービス提供時間帯の区分】  　・　通所介護を提供中の利用者に対して、通所介護を一旦中断した上で保険外サービスを提供し、その後に引き続いて通所介護を提供する  【組み合わせて提供する場合の例】  　①　事業所内において、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血（以下「巡回健診等」という。）を行うこと  　②　利用者個人の希望により事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと  　　※　機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に事業所からの外出を支援するものである。外出中には、利用者の希望に応じた多様な分野の活動に参加することが可能である。  　③　物販・移動販売やレンタルサービス  　④　買い物等代行サービス  【認められないサービス提供の例】  　①　介護保険サービスと保険外サービスを同時一体的に提供すること  　②　特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料を徴収すること  　③　繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収すること | | | | |
| 3)　通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合の取扱いは、左記の厚生労働省通知に沿って、適切に取り扱っていますか。 | | | | |
| ①　保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、通所介護事業所の運営規程とは別に定めること。 | | □適合  □不適合 | |  |
| ②　利用者に対して、上記①の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をもっ | | □適合  □不適合 | |  |
| て丁寧に説明を行い、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について、利用者の同意を得ること。 | | | | |
| ③　契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。 | | □適合  □不適合 | |  |
| （介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービス  　　　に関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載する。） | | | | |
| ④　通所介護の利用料とは別に費用請求すること。また、通所介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること。 | | □適合  □不適合 | |  |
| ⑤　通所介護の提供時間の算定に当たり、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に | | □適合  □不適合 | |  |
| 提供した通所介護の提供時間を合算し、１回の通所介護の提供として取り扱うこと。 | | | | |
| ⑥　通所介護事業所の職員以外が保険外サービスを提供する場合には、利用者の安全を確保する観点から、当該提供主体 | | □適合  □不適合 | |  |
| との間で、事故発生時における対応方法を明確にすること。 | | | | |
|  | ⑦　提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じること。 | | □適合  □不適合 | |  |
| ⑧　事業者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該事業者から金品その他の | | □適合  □不適合 | |  |
| 財産上の収益を収受してはならない。 | | | | |
| 3)　事業所内において、巡回健診等の保険外サービスを行う場合は、次のとおり取り扱っていますか。  　①　医療法等の関係法規を遵守すること。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| ②　事業所内において巡回健診等を行う場合は「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成27年3月31日付け医政発0331第11号厚生労働省医政局長通知）を遵守すること。  　③　鍼灸や柔道整復等の施術を行うことはできず、無資格者によるマッサージの提供は禁止されている。 | | | | |
| 4)　利用者個人の希望により事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行う場合は、次のとおり取り扱っていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| ①　事業所の職員が同行支援等の保険外サービスを提供する場合には、当該保険外サービスの提供に要した時間を当該職員が通所介護に従事する時間には含めないこととした上で、通所介護事業所の人員配置基準を満たすこと。  　②　道路運送法や医療法等の関係法規を遵守すること。 | | | | |
| ※　医療機関への受診同行は、健康保険法、保険医療機関及び保険医療養担当規則の趣旨を踏まえると、あくまでも利用者個人の希望により、個別に行うものであり、利用者個人のニーズにかかわらず、複数の利用者を一律にまとめて同行支援をするようなサービスを提供することは、適当ではない。  　※　事業所の保有する車両を利用して行う送迎については、通所介護の一環として行う、機能訓練等として提供するサービスではなく、利用者個人の希望により有償で提供するサービスに付随して送迎を行う場合には、道路運送法に基づく許可・登録が必要である。  　　　（「通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」（平成30年9月28日付け国土交通省  　　　　自動車局旅客課長事務連絡）を参照のこと。） | | | | |
| 5)　物販・移動販売やレンタルサービスを行う場合は、次のとおり取り扱っていますか。  　①　利用者にとって不要なサービスが提供されることを防ぐ | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| 観点から、利用者の日常生活に必要な日用品や食料品・食材ではなく、例えば高額な商品を販売しようとする場合には、あらかじめその旨を利用者の家族や介護支援専門員に対して連絡すること。  　　　認知機能が低下している利用者に対しては、高額な商品等の販売は行わないこと。  　②　食品衛生法等の関係法規を遵守すること。 | | | | |
| 6)　通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合について、次のとおり取り扱っていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| ①　通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合においても、 3) の場合と同様に、通所介護と保険外サービスを明確に区分すること。  　②　夜間及び深夜に宿泊サービスを提供することについては、【相当・A】「志木市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」（【通介】県の指針）で定める基準に適合していること。  　③　通所介護と保険外サービスを明確に区分するため、保険外サービスに関する情報（当該保険外サービスを提供する事業者名、サービス提供時間等）を記録すること。 | | | | |
| 【事例】  　　①　事業所の設備を、通所介護サービスを提供していない時間帯に、地域交流会や住民向け説明会等に活用すること。  　　②　事業所の人員・設備を、通所介護サービスを提供していない夜間及び深夜に、宿泊サービスに活用すること。 | | | | |
| 7)　通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の双方に対してサービスを提供する場合は、次のとおり取り扱っていますか。 | | □いる  □いない  □非該当 | |  |
| ①　共通事項  　　　　通所介護と保険外サービスを明確に区分するため、保険外サービスに関する情報（当該保険外サービスを提供する事業者名、サービス提供時間等）を記録すること。 | | | | |
|  | ②　通所介護の利用者と保険外サービスの利用者に対して一体的にサービスを提供する場合  　　　　事業所において、通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在する状態で、通所介護と保険外サービスを提供することについては、通所介護の利用者に対し支障がない場合に可能である。  　　　　具体的には、通所介護事業所の人員・設備の基準を担保する観点から、  　　　　1)　同時一体的に利用する通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の合計数に対し、事業所の人員基準を満たすように職員が配置されており、かつ、  　　　　2)　通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の合計数が、事業所の利用定員を超えない  　　　場合には、通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在する状態で、通所介護と保険外サービスを提供することが可能である。  　　　　なお、事業者は、地域住民が事業所において行われる行事に参加する等の場合、1) 及び 2) によらず、あくまでも通所介護の利用者数を基に、事業所の人員基準や定員を遵守すること。  　③　通所介護と保険外サービスの利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員により、保険外サービスを提供する場合  　　　　事業所において通所介護と保険外サービスの利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員により保険外サービスを提供することについては、基本的に通所介護の利用者に対し支障がないと考えられることから、② 1) 及び 2) に従う必要はない。 | | | | |
| 【事例】  　　①　両サービスの利用者が混在する場合  　　　　事業所において、通所介護の利用者とそれ以外の地域住民が混在している状況下で、体操教室等を実  施すること。  　　②　通所介護と保険外サービスの利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員により、  　　　保険外サービスを提供する場合  　　　　事業所において、通所介護とは別室で、通所介護に従事する職員とは別の人員が、地域住民向けのサ  ービスを提供すること。 | | | | |
| **【共通】**  **34 電磁的記録等** | **1)　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図** | | **□いる**  **□いない**  **□非該当** | |  |
| **形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。** | | | | |
| **※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者（以下「事業者等」という。）は、基準で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。**  **①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は**  **磁器ディスク等をもって調製する方法によること。**  **②　電子的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。**  **ａ　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク**  **等をもって調製されるファイルにより保存される方法**  **ｂ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係**  **る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製されるファイルにより保存する**  **方法**  **③　その他、基準31条1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準**  **じた方法によること。**  **④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者におけ**  **る個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関する**  **ガイドライン」等を遵守すること。** | | | | |
| **2)　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、基準の規定において書面で行うことが規定** | | **□いる**  **□いない**  **□非該当** | |  |
| **されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することがでいない方法をいう。）によることができるが、以下のとおり取り扱っていますか。** | | | | |
| **※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるものとしたものである。**  **①　電磁的方法による交付は、基準3条の7第2項から6項までの規定に準じた方法によること。**  **②　電磁低方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられ**  **ること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にするこ**  **と。**  **③　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署**  **名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令**  **和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。**  **④　その他、この基準において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた**  **方法によること。ただし、基準又は基準通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該**  **定めに従うこと。**  **⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個**  **人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイ**  **ドライン」等を遵守すること。** | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第５　介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAの支援基準 | | | |
| 1 基本  取扱方針 | 1)　サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | □いる  □いない |  |
| 2)　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　提供されたサービスについては、通所サービスの計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならない。 | | |
| 3)　事業者はサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機 | □いる  □いない |  |
| 能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | | |
| 4)　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、｢利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う｣ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮すること。 | | |
| 5)　事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者 | □いる  □いない |  |
| が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | | |
| ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 | | |
| 2 具体的  取扱方針 | 1)　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法に | □いる  □いない |  |
| より、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | | |
| 2)　管理者は、1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具 | □いる  □いない |  |
| 体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所サービスの計画を作成していますか。 | | |
| ※　利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにする。 | | |
| 3)　通所サービスの計画は、既に介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　通所サービスの計画の作成後に介護予防・生活支援サービス計画等が作成された場合は、当該サービス計画が介護予防・生活支援サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 | | |
| 4)　管理者は、通所サービスの計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | □いる  □いない |  |
| 5)　管理者は、通所サービスの計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付していますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　交付したサービス計画は、２年間保存しなければならない。 | | |
| 6)　サービスの提供に当たっては、通所サービスの計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | □いる  □いない |  |
|  | 7)　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | □いる  □いない |  |
| 8)　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | □いる  □いない |  |
|  | 9)　管理者は、通所サービスの計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該サービス計画に係る | □いる  □いない |  |
| 利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所サービスの計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。 | | |
| ※　介護予防支援事業者等に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防・生活支援サービス計画等に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。 | | |
| 10)　管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。 | □いる  □いない |  |
| 11)　管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所サービスの計画の変更を行っていますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該通所サービスの計画の変更を行うこと。 | | |
| 12)　1)から10)までの規定は、通所サービスの計画の変更について準用していますか。 | □いる  □いない |  |
| 13)　介護予防支援事業者等から通所サービスの計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するよう努めていますか。 | □いる  □いない |  |
| 3 サービスの  提供に当たっての留意点 | 1)　サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営む | □いる  □いない |  |
| ことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。 | | |
| 2)　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。 | □いる  □いない |  |
| 3)　サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサ | □いる  □いない |  |
| ービスの提供は行わないとともに、次の項目に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。 | | |
| 4 安全管理  体制等の確保 | 1)　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業 | □いる  □いない |  |
| 所内の従業者に周知徹底を図っていますか。  　　また、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。 | | |
| 2)　サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。 | □いる  □いない |  |
| 3)　サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。 | □いる  □いない |  |
| 4)　サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要 | □いる  □いない |  |
| な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第６　介護報酬　（独自の単価設定以外は、原則として通所介護の費用算定基準に準ずる取扱いとなっている。） | | | | | | |
| 【相当・A】  1 基本的事項 | 注）単位数・地域区分別１単位の単価（以下「単位・単価」という。）の適用について  　・　志木市の被保険者は、志木市が定める単位・単価が適用される。  　・　当該事業所がＢ市の指定も受けている場合、Ｂ市の被保険者は、Ｂ市が定める単位・単価が適用される。  　　　（事業所所在地である志木市の単位・単価が適用されるのではない。）  　・　住所地特例（※１）対象者に対する総合事業は、上記にかかわらず、当該対象者が居住する施設が所在する市町村が行うものとされているため、当該施設所在地の市町村が定める単位・単価が適用される。  　　※１　住所地特例とは、住所地特例対象施設（※２）に入所・入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所・入居前の住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者になるもの。  　　※２　介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）、特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、一定のサービス付き高齢者向け住宅）、養護老人ホーム    注）以下の確認事項の内容は、志木市が定める単位・単価が適用される場合の内容としている。 | | | | | |
| 1)　費用の額は、志木市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準　別表第１により | | □いる  □いない | | |  |
| 算定していますか。 | | | | | |
| 2)　費用の額は、上記基準第３条で規定する単価に、それぞれの所定単位数を乗じて算定していますか。 | | □いる  □いない | | |  |
| ※　地域区分ごとの１単位の単価　　**１０．５４円** | | | | | |
| 3)　単位数算定の際の端数処理：　単位数の算定は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行 | | □いる  □いない | | |  |
| うたびに、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていますか。 | | | | | |
| 4)　金額換算の際の端数処理：　算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。 | | □いる  □いない | | |  |
| **※　この計算の後、介護保険法施行規則140条の63の2第1項1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示72号）の制定文のただし書きに規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単数が１単位に満たない場合は、１単位に切り上げて算定する。** | | | | | |
| 5)　常勤換算方法による職員数の算定方法は、歴月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定する（小数点第２位以下切り捨て）。 | | | | | |
| ※　月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成30年3月30日厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡）添付資料 Ⅰ 資料９を参照のこと。　［ＷＡＭＮＥＴに掲載］ | | | | | |
| 【相当・A】  2 サービス  種類相互の  算定関係 | 1)　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同 | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| 生活介護を受けている間に、介護予防通所介護相当サービス事業費又は通所型サービスA事業費を算定していませんか。 | | | | | |
| 2)　利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所又は通所型サービスA事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の介護予防通所介護相当サービス事業所又は通 | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| 所型サービスA事業所がサービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス事業費又は通所型サービスA事業費を算定していませんか。 | | | | | |
| 【相当・A】  3 基本となる  サービス事業費 | 【相当】　利用者に対して、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | | □いる  □いない | | |  |
| ①通所型サービス費Ⅰ　　**１６７２単位**  　　　：　要支援者１及び介護予防・生活支援サービス計画等において要支援１と同じ程度のサービスが必要とされた事業対象者  　　②通所型サービス費Ⅱ　　**１７１４単位**  　　　：　介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に１回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る）  　　③通所型サービス費Ⅲ　　**３４２８単位**  　　　：　介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に２回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る） | | | | | |
| 【A】　利用者に対して、通所型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | | □いる  □いない | | |  |
| ①通所型サービス費Ⅰa　　**１３９４単位**  　　　：　要支援者１及び介護予防・生活支援サービス計画等において要支援１と同じ程度のサービスが必要とされた事業対象者  　　②通所型サービス費Ⅱa　　**１４２３単位**  　　　：　介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に１回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る）  　　④通所型サービス費Ⅱb　　**２８４５単位**  　　　：　介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に２回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る） | | | | | |
| 【共通】  4 定員超過減算  ・人員基準欠如減算 | 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、次の①又は②に該当する場合は、所定単位数に  　１００分の７０を乗じて得た単位数を算定していますか。  　【厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方  　　法（平成12年厚生省告示第27号　第5の2号）】 | | | | | |
| ①単位ごとに、月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合（定員超過） | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| ②単位ごとに、看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に  定める員数に満たない場合（人員基準欠如） | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| ※　毎月、月末時点で、単位ごとに、定員超過又は人員基準欠如に該当しないか計算を行い、翌月又は翌々月からの減算の対象とならないかどうかについて確認を行うこと。  　　人員基準欠如減算に該当する場合は、当該減算に係る体制届を届け出ること。 | | | | | |
| 【通所介護と緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）、従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合】  　　（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ　平成27年8月19日版　問11、12　厚生労働省）  ※人員基準欠如の扱い  　　通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、  ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。  ・通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。[補足：同様に減算対象としている。]  ※定員超過利用の扱い  １　通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、  　・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、  ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。  ２　したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、  　・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。  　・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。[補足：同様に減算対象としている。] | | | | | |
|  | 【定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定】  ※　利用者の数は、１月間（暦月）の利用者の数の平均を用いる。１月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数（小数点以下切り上げ）とする。  ※　定員超過利用の基準に該当することとなった翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される。  【人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定】  ※　看護職員の数は、１月間の職員の数の平均を用いる。この場合、１月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。  ※　介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。この場合、１月間の勤務延時間数は、配置された職員の１月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。 | | | | | |
| ※　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される。  　　　（看護職員の算定式）  　　　　　　サービス提供日に配置された延べ人数  　　　　　 ──────────────────　＜　０．９  　　　　　　　　　　　サービス提供日数  　　　（介護職員の算定式）【注】  　　　　　　当該月に配置された職員の勤務延時間数  　　　　　 ───────────────────　＜　０．９  　　　　　　当該月に配置すべき職員の勤務延時間数  ※　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）  　　　（看護職員の算定式）  　　　　　　　　　　　サービス提供日に配置された延べ人数  　　　　０．９　≦　 ──────────────────　＜　１．０  　　　　　　　　　　　　　　　　サービス提供日数  　　　（介護職員の算定式）【注】  　　　　　　　　　　　当該月に配置された職員の勤務延時間数  　　　　０．９　≦　 ───────────────────　＜　１．０  　　　　　　　　　　　当該月に配置すべき職員の勤務延時間数    【注】　「当該月に配置された職員の勤務延時間数」及び「当該月に配置すべき職員の勤務延時間数」は、それぞれ、当該月の日ごとに計算した「配置された職員の勤務延時間数」及び「配置すべき職員の勤務延時間数」を１月分合計したものとなる。 | | | | | |
| 【相当・A】  **5** 生活機能  向上連携加算  【通介】も同様の加算あり | **下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を** | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| **作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、３月に１回を限度として、１月につき、②については、１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。**  **※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可** | | | | | |
| **①生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位** | | □いる　□いない　□非該当 | | | |
| **②生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位** | | □いる　□いない　□非該当 | | | |
| **※「運動器機能向上加算」を算定している場合、①は算定せず、②は１月につき１００単位を所定単位数に加算する。** | | | | | |
| **【厚生労働大臣が定める基準**（平成27年厚生労働省告示第95号　第15の2号）**】**  **【生活機能向上連携加算（Ⅰ）】次のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| **①　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーショ**  **ン事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **施設（病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないのに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。**  **●連携している外部のリハビリテーション専門職の氏名・資格**    **※　「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。**  **※　理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。**  **※　個別機能計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、当該事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。**  **なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びIＡ　　ＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整すること。** | | | | | |
| **※　個別機能訓練計画には利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。**  **目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。**  **※　個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防・生活支援サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。** | | | | | |
| **②　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活**  **機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓** | **□適合**  **□不適合** | | | |  |
| **練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。** | | | | | |
| **③　①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３**  **月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機** | **□適合**  **□不適合** | | | |  |
| **能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等行っていること。** | | | | | |
| **※　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。**  **※　理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者等に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。**  **また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。**  **※　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。**  **※　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。**  **なお、①の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。** | | | | | |
| **【生活機能向上連携加算（Ⅱ）】次のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| **①　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーショ**  **ン事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。** | | | | | |
|  | **●連携している外部のリハビリテーション専門職の氏名・資格**    **※　理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。** | | | | | |
| **②　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。** | | | | | |
| **③　①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３**  **月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。** | | | | | |
| **※　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。**  **※　理学療法士等は、３月ごとに１回以上、地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等にて評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。**  **※　個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。**  **目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。**  **※　個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防・生活支援サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。**  **※　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。**  **※　運動器機能向上加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はない。** | | | | | |
| 【相当・A】  6 若年性  認知症利用者受入加算  【通介】も同様の加算あり | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）に対してサービ | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| スを提供した場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１月につき２４０単位を所定単位数に加算していますか。 | | | | | |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号　第18号）】 | | | | | |
| 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ※　個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 | | | | | |
| **【相当・A】**  **7 栄養アセスメント加算**  **【通介】も同様の加算あり** | **下記の①～④のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状** | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| **態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき５０単位を所定単位数に加算していますか。** | | | | | |
| **※　栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。**  **※　ただし、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算等の算定月でも栄養改善加算を算定できること。** | | | | | |
| **【次に掲げる基準のいずれにも適合すること】** | | | | | |
| **①　当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関、介護保険施設又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。** | | **□いる**  **□いない** | | |  |
| **※　他の介護事業所：栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。**  **※　介護保険施設：栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。**  **※　栄養ケア・ステーション：公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置し、運営するものに限る。** | | | | | |
| **②　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）** | | **□いる**  **□いない** | | |  |
| **が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。** | | | | | |
| **③　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適** | | **□いる**  **□いない** | | |  |
| **切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。** | | | | | |
| **④　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。** | | **□いる**  **□いない** | | |  |
| 【相当・A】  8 栄養改善  加算  【通介】も同様の加算あり | 下記の①～⑤のいずれの基準にも適合しているものとして  市に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある  利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的と | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| して、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、３月以内の期間に限り１月につき**２００単位**を所定単位数に加算していますか。 | | | | | |
| ※　栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 | | | | | |
| 【次に掲げる基準のいずれにも適合すること。】 | | | | | |
| ①　当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関**、介護保険施設**又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| **※　介護事業所：栄養改善加算の対象事業所に限る。**  **※　介護保険施設：栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。**  ※　栄養ケア・ステーション：公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置し、運営するものに限る。 | | | | | |
| ②　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配  慮した栄養ケア計画を作成していること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ③　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、**必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、**管理栄養士等が栄養改善サービスを行っ | | □適合  □不適合 | | |  |
| ているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 | | | | | |
| ④　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ⑤　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| 【栄養改善加算を算定できる利用者】 | | | | | |
| 次の①～⑤のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ①　ＢＭＩが１８．５未満である者  　　②　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「１」に該当する者  　　③　血清アルブミン値が３.５g／dl以下である者  　　④　食事摂取量が不良（７５％以下）である者  　　⑤　その他 低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者  　　※　なお、次のような問題を有する者については、上記①～⑤のいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認すること。  　　　・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）  　　　・　生活機能の低下の問題  　　　・　褥瘡に関する問題  　　　・　食欲の低下の問題  　　　・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）  　　　・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）  　　　・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、２項目以上「１」に該当する者などを含む。） | | | | | |
| 【栄養改善サービスの提供の手順】 | | | | | |
| ①　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ②　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関す | | □適合  □不適合 | | |  |
| る解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行うこと。 | | | | | |
| ③　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関す | | □適合  □不適合 | | |  |
| る内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。  　　　※　栄養ケア計画に相当する内容を通所サービスの計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。 | | | | | |
|  | ④　作成した栄養ケア計画について、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ⑤　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ⑥　栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| **⑦　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の**  **状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況、食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。** | | | | | |
| **⑧**　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等によ | | □適合  □不適合 | | |  |
| り栄養状態の評価を行うこと。 | | | | | |
| **⑨**　**⑧**の評価の結果を当該利用者を担当する介護予防支援事業者等の担当職員や主治の医師に対して情報提供すること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| **⑩**　**⑧**の評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等が | | □適合  □不適合 | | |  |
| サービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供すること。 | | | | | |
| ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はない。  ■「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発第0331009号）を参照のこと。  ※　栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。  　　なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね３月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。 | | | | | |
| 【相当・A】  **9 口腔・栄養スクリーニング加算**  【通介】も同様の加算あり | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の**口腔の健康状態のスクリーニング又は**栄養状態**のスクリーニングを行った** | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| 場合に、**口腔・栄養スクリーニング加算**として、**次に掲げる区分に応じ、**１回につき**次に掲げる単位数**を所定単位数に加算していますか。  **※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可** | | | | | |
| **①口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　２０単位** | | **□いる　□いない　□非該当** | | | |
| **②口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　　５単位** | | **□いる　□いない　□非該当** | | | |
| ※　当該事業所以外で既に**口腔・栄養スクリーニング加算**を算定している場合は算定しない。 | | | | | |
| 【厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第**51の6**号)】  **【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| **①　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。** | | | | | |
| **②　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。** | | | | | |
| **③　算定日が属する月が次のいずれにも該当しないこと。**  **ａ　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。**  **ｂ　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。** | | | | | |
| **④　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）】※口腔の健康状態について確認・情報提供している場合**  **次に掲げる基準のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| **①　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。** | | | | | |
| **②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **③　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定して**  **いる又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。** | | | | | |
| **④　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の**  **算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該**  **口腔機能サービスが終了した日の属する月ではないこと。** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）】※栄養状態について確認・情報提供している場合**  **次に掲げる基準のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| **①　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。** | | | | | |
| **②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **③　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定して**  **いない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| **養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。** | | | | | |
| **④　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の**  **算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該**  **口腔機能サービスが終了した日の属する月であること。** | | **□適合**  **□不適合** | | |  |
| ※　**口腔・栄養スクリーニング加算**の算定に係る**口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び**栄養状態**の**スクリーニング**（以下「栄養スクリーニング」という。）**は利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。  **※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、口腔スクリーニング加算（Ⅱ）については、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い算定することができる。**  ※　**口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行う**に当たっては、利用者について、**それぞれ**次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。  **①　口腔スクリーニング**  **ａ　硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者**  **ｂ　入れ歯を使っている者**  **ｃ　むせやすい者**  **②　栄養スクリーニング**  **ａ**　ＢＭＩが１８．５未満である者  **ｂ**　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「１」に該当する者  **ｃ**　血清アルブミン値が３．５g/dl以下である者 | | | | | |
| **ｄ**　食事摂取量が不良（７５％以下）である者  ※　**口腔・栄養スクリーニング加算**の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく**口腔スクリーニング又は**栄養スクリーニングを継続的に実施すること。  ※　**口腔・栄養スクリーニング加算**に基づく**口腔スクリーニング又は**栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算**の算定**に係る栄養改善サービス**又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの**提供が必要だと判断された場合は、**口腔・栄養スクリーニング加算**の算定月でも栄養改善加算**又は口腔機能向上加算**を算定できること。  ■「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発第0331009号）を参照のこと。 | | | | | |
| 【相当・A】  10 口腔機能  向上加算  【通介】も同様の加算あり | **下記の厚生労働大臣が定める基準に**適合しているものとして市に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的 | | □いる  □いない  □非該当 | | |  |
| として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として**、当該基準に掲げる区分に従い**、３月以内の期間に限り１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  ※　（Ⅰ）と（Ⅱ）は算定不可 | | | | | |
| **①口腔機能向上加算（Ⅰ）１５０単位** | | | | | |
| **②口腔機能向上加算（Ⅱ）１６０単位** | | | | | |
| ※　口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 | | | | | |
| **【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号　第51の7号）】**  **【口腔機能向上加算（Ⅰ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| ①　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置していること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ②　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の | | □適合  □不適合 | | |  |
| 者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 | | | | | |
| ③　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っ | | □適合  □不適合 | | |  |
| ているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 | | | | | |
| ④　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| ⑤　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | □適合  □不適合 | | |  |
| **【口腔機能向上加算（Ⅱ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| ①　口腔機能向上連携加算（Ⅰ）の①～⑤までの基準のいず  れにも適合すること。 | | □適合  □不適合 | |  | |
| ②　利用者ごとの口腔機能改善監視指導計画等の内容等の情  報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当 | | □適合  □不適合 | |  | |
| たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | | | | | |
| 【口腔機能向上加算を算定できる利用者】 | | | | | |
| 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次の①～③までのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供 | | □適合  □不適合 |  | | |
| が必要と認められる者とすること。  　　①　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者  　　②　基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の３項目のうち、２項目以上が｢１｣に該当する者  　　③　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 | | | | | |
| ※　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護予防支援事業者等の担当職員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること。  ※　利用者が歯科医療を受診し、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、本加算は算定できない。  　　　①　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合  　　　②　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 | | | | | |
| 【口腔機能向上サービスの提供の手順】 | | | | | |
| ①　利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ②　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ③　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ※　口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所サービスの計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができる。 | | | | | |
| ④　作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ⑤　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
|  | ⑥　口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ⑦　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行うこと。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ⑧　⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護予防支援事業者等の担当職員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ⑨　⑦の評価の結果、次のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提 | | □適合  □不適合 |  | | |
| 供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。  　　　・　口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者  　　　・　口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 | | | | | |
| ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はない。  ■「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発第0331008号）」を参照のこと。  ※　口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。  　　なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね３月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。 | | | | | |
| **【共通】**  **11 科学的介護推進体制加算**  【通介】も同様の加算あり | **下記の①～②のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月につき４０単位を** | | **□いる**  **□いない**  **□非該当** |  | | |
| **所定単位数に加算していますか。** | | | | | |
| **①　利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の** | | **□適合**  **□不適合** |  | | |
| **利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。** | | | | | |
| **②　必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型**  **サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他通所** | | **□適合**  **□不適合** |  | | |
| **型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。** | | | | | |
| 【相当・A】  12 同一建物に居住する  利用者等の  取扱い  【通介】も同様の減算あり | 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対し、サービスの提供を行った場合は、【相当】１月につき通所型サービス費Ⅰ又はⅡを算定している | | □いる  □いない  □非該当 |  | | |
| 場合は３７６単位、通所型サービス費Ⅲを算定している場合は７５２単位、【A】１月につき通所型サービス費Ⅰａ又はⅡａを算定している場合は３７６単位、通所型サービス費Ⅱｂを算定している場合は７５２単位　を所定単位数から減算していますか。  　　ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。 | | | | | |
| ※　「同一建物」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものである。  　　具体的には、当該建物の１階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。  　　同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当する。  ※　傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。  　　具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合）である者に対し、２人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られる。  　　ただし、この場合、２人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護予防支援事業者等の担当職員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所サービスの計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。 | | | | | |
| 【相当・A】  13 サービス  提供体制強化加算  【通介】も同様の加算あり | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所が利用者に対しサービスの提供を行った場合は、次の区分に従い、１月につき次の所定単位数を加算していますか。  ※　**(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)**の併算定不可 | | | | | |
| **①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）** | | □いる　□いない　□非該当 | | | |
| 【相当】 １月につき　要支援１・事業対象者（通所型サービス費Ⅰを算定）　　　**８８単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱを算定）　　　**８８単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅲを算定）　　**１７６単位**  　　　 【A】　　１月につき　要支援１・事業対象者（通所型サービス費Ⅰａを算定）　　**８８単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱａを算定）　　**８８単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱｂを算定）　**１７６単位** | | | | | |
| **②サービス提供体制強化加算（Ⅱ）** | | □いる　□いない　□非該当 | | | |
| 【相当】 １月につき　要支援１・事業対象者（通所型サービス費Ⅰを算定）　　　**７２単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱを算定）　　　**７２単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅲを算定）　　**１４４単位**  　　　 【A】　　１月につき　要支援１・事業対象者（通所型サービス費Ⅰａを算定）　　**７２単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱａを算定）　　**７２単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱｂを算定）　**１４４単位** | | | | | |
| **③サービス提供体制強化加算（Ⅲ）** | | □いる　□いない　□非該当 | | | |
| 【相当】 １月につき　要支援１・事業対象者（通所型サービス費Ⅰを算定）　　　**２４単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱを算定）　　　**２４単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅲを算定）　　　**４８単位**  　　　 【A】　　１月につき　要支援１・事業対象者（通所型サービス費Ⅰａを算定）　　**２４単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱａを算定）　　**２４単位**  　　　　　　　　　　　　　　要支援２・事業対象者（通所型サービス費Ⅱｂを算定）　　**４８単位** | | | | | |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号　第51の7号）】  **【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| **①　次のいずれかに適合すること。**  **ａ　事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上であること。** | | **□適合**  **□不適合** |  | | |
| **ｂ　事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上であること。** | | | | | |
| **②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。** | | **□適合**  **□不適合** |  | | |
| **【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】**次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | | | |
| ①　事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合  が１００分の５０以上であること。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | □適合  □不適合 |  | | |
| **【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。** | | | | | |
| **①　次のいずれかに適合すること。**  **ａ　事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上であること。** | | **□適合**  **□不適合** |  | | |
| **ｂ　サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。** | | | | | |
| **②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。** | | **□適合**  **□不適合** |  | | |
| ※　通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合の職員の割合の算出方法  　　サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50％以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、  　　・通所型サービスＡの職員は含めず、  　　・従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員は含めて、  　職員の割合を算出する。  　　　（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ　平成27年8月19日版　問10　厚生労働省）  ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を用いる。  ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）は、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。（したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者は、４月目以降届出が可能となるものである。）  　　この場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。その割合は、毎月記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算  　等が算定されなくなる旨の届出を提出しなければならない。  ※　「介護福祉士」は、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者とする。  ※　「勤続年数」とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。具体的には、平成24年4月における勤続年数３年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が３年以上である者をいう。  　　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。  ※　「サービスを利用者に直接提供する職員」とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。 | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【相当】  **14** 介護職員処遇改善加算  【通介】も同様の加算あり | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを提供した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、**令和6年3月31日までの間、**次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  　※（Ⅰ）～（Ⅲ）は併算定不可 | |
| ①介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | □いる　□いない　□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の５９に相当する単位数 | |
| ②介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | □いる　□いない　□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の４３に相当する単位数 | |
| ③介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | □いる　□いない　□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の２３に相当する単位数 | |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号　第60号）】  **┌** 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の欄で○が付いている要件のいずれにも適合すること     |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | **Ⅰ** | **Ⅱ** | **Ⅲ** | 要　　件 | **点検結果** | | **○** | **○** | **○** | **①**介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **○** | **②**当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ていること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **○** | **③**介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **○** | **④**当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **○** | **⑤**算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **○** | **⑥**当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **⑦-１ 又は ⑦-２ のいずれかに適合すること** | **⑦-1**［キャリアパス要件Ⅰ］　（次の1)、2)のいずれにも適合すること）  1)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 | □適合  □不適合 | |  |  | 2)　1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  ※下記の通知に記載された具体的な要件（ a、b 及び c を満たすこと）  　ａ　介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む）を定めていること。  　ｂ　職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）について定めていること。  　ｃ　ａ及びｂの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 | | | **○** | **○** | **⑦-2**［キャリアパス要件Ⅱ］　（次の1)、2)のいずれにも適合すること）  1)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 | □適合  □不適合 | |  |  | 2)　1)について、全ての介護職員に周知していること。  ※下記の通知に記載された具体的な要件（ a 及び b を満たすこと）  　ａ　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の a)又は b)に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  　　　a)　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（ＯＪＴ、ＯＦＦ-ＪＴ等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。  　　　b)　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。  　ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | |
|  | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | **○** |  |  | **⑦-3**［キャリアパス要件Ⅲ］　（次の1)、2)のいずれにも適合すること）  1)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 | □適合  □不適合 | |  | 2)　1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  ※下記の通知に記載された具体的な要件（ a 及び b を満たすこと）  　ａ　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の a)～ c)までのいずれかに該当する仕組みであること。  　　　a)　経験に応じて昇給する仕組み  　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。  　　　b)　資格等に応じて昇給する仕組み  　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。  ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。  　　　c)　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。  ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。  　ｂ　ａの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 | | | **○** | **○** | **〇** | **⑧**［職場環境等要件］　**②の届出に係る計画の期間中に実施する**介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に**要する費用の見込額**を全ての介護職員に周知していること。 | □適合  □不適合 | | |
| **※　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は令和3年3月31日で廃止されたが、令和3年3月31日時点で介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定している事業所については、令和4年3月31日まで算定できるものとされている。**  ■「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」**（令和3年3月16日老発0316第4号　厚生労働省老健局長通知）**を参照のこと。 | |
| 【相当】  **15** 介護職員等特定処遇  改善加算  【通介】も同様の加算あり | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを提供した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  　※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 | |
| ①介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | □いる　□いない　□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の１２に相当する単位数 | |
| ②介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | □いる　□いない　□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の１０に相当する単位数  　【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号　第60の2号）】  **┌** 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の欄で○が付いている要件のいずれにも適合すること   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | **Ⅰ** | **Ⅱ** | 要　　件 | **点検結果** | | **○** | **○** | **①**介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □適合  □不適合 | |  |  | **1)** 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  **2)** 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均**を上回っている**こと。  **3)** 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。  **4)** 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと。  ※「配分対象と配分方法」について、具体的には下記のとおり。 | | | **○** | **○** | **②**当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **③**介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **④**事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。 | □適合  □不適合 | | **○** |  | **⑤**サービス提供体制強化加算**（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれか**を算定していること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **⑥**介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **⑦　②の届出に係る計画の期間中に実施する**職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に**要する費用の見込額**を全ての職員に周知していること。 | □適合  □不適合 | | **○** | **○** | **⑧**上記⑦の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | □適合  □不適合 | |  |  | ※下記の通知に記載された具体的な要件  　　　具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載する。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表する。 | | | |
| ※当該加算の「配分対象と配分方法」（下記の通知に記載）  　【①賃金改善の対象となるグループ】  　　　特定加算による賃金改善を行うに当たり、経験・技能のある介護職員を定義した上で、介護サービス事業所等に従事する全ての職員を以下のグループに割り振る。   |  |  | | --- | --- | | a　経験・技能の  　 ある介護職員 | 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者  ※　具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数１０年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定する。 | | b　他の介護職員 | 経験・技能のある介護職員を除く介護職員 | | c　その他の職種 | 介護職員以外の職員 |   　【②事業所における配分方法】  　　　実際の配分に当たっては、① a ～ cそれぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとする。  この場合、② a ～ c内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能である。   |  | | --- | | a　経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること（現に賃金が年額４４０万円以上の者がいる場合にはこの限りでない。）。  ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は、合理的な説明を求めることとする。  　　・　小規模事業所等で加算額全体が少額である場合  　　・　職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合  　　・　８万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力や処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合 | | b　当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均**を上回っている**こと。 | | c　他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の２倍以上であること。  ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額の見込額を上回らない場合はこの限りでないこと。 | | d　その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額４４０万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。 | | |
|  |
| ■「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」**（令和3年3月16日老発0316第4号　厚生労働省老健局長通知）**を参照のこと。 | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【相当・A】  16 生活機能向上グループ活動加算 | 下記①～③のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき１００単位を加算していますか。 | | |
| ※　同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定できない。 | | |
| 【基準】  ①　生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した計画を作成していること。 | □適合  □不適合 |  |
| ※　機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含む。 | | |
| ②　計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの | □適合  □不適合 |  |
| 項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。 | | |
| ③　利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを１週につき１回以上行っていること。 | □適合  □不適合 |  |
| 【算定要件】  ①生活機能向上グループ活動の準備  　1)　利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。 |  | |
| □適合  □不適合 |  |
| （活動項目の例）  　　・家事関連活動  　　　　衣： 洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等  　　　　食： 献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具  　　　　　　 （包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等  　　　　住： 日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等  　　・通信・記録関連活動： 機器操作(携帯電話操作、パソコン操作等)、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等） | | |
| 2)　一のグループの人数は、６人以下とすること。 | □適合  □不適合 |  |
| ②利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定  　　介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次の1)～4)に掲げる手順により行うものとする。 | | |
| 1)　当該利用者について、次の事項を把握すること。  　　　　a 要支援状態に至った理由と経緯 | □適合  □不適合 |  |
| b 要支援状態となる直前の日常生活上の自立の程度と家庭内での役割の内容  　　　　c 要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと  　　　　d 現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容  　　　　e 近隣との交流の状況　等  　　　把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るよう努めること。 | | |
| 2)　1)について把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。 | □適合  □不適合 |  |
| 到達目標は、おおむね３月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね１月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。  　　　到達目標及び短期目標は、当該利用者の介護予防・生活支援サービス計画等と整合性のとれた内容とすること。 | | |
| 3)　介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。 | □適合  □不適合 |  |
| 当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 4)　生活機能向上グループ活動を次のとおり実施すること。 | □適合  □不適合 |  |
| ・実施時間　利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間  　　　　・実施頻度　１週につき１回以上  　　　　・実施期間　おおむね３月以内  　　　介護職員等は、上記について、当該利用者に説明し、同意を得ること。 | | |
| 5)　上記 1)～ 4)の手順により得られた結果は、計画に記録すること。 | □適合  □不適合 |  |
| ③生活機能向上グループ活動の実施方法 | | |
| 1)　介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。 | □適合  □不適合 |  |
| 2)　生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて１人以上の | □適合  □不適合 |  |
| 介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。 | | |
| 3)　介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。 | □適合  □不適合 |  |
| 4)　利用者の短期目標に応じて、おおむね１月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動にお | □適合  □不適合 |  |
| ける当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。 | | |
| 5)　実施期間終了後、到達目標の達成状況及び② 1) c～eの状況等について確認すること。 | □適合  □不適合 |  |
| その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。  　　　また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。  　　　その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。 | | |
| ※　生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できる。  　　集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できない。 | | |
| 【相当・A】  17 運動器  機能向上加算 | 下記①～⑤のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、１月につき２２５単位を加算していますか。 | | |
| 【基準】 | | |
| ①　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ | □適合  □不適合 |  |
| 指圧師、はり師又はきゅう師（以下「理学療法士等」という。）を１名以上配置していること。 | | |
| **●配置した機能訓練指導員の氏名・資格** | | |
| ※　はり師、きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 | | |
| ②　利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して運動器 | □適合  □不適合 |  |
| 機能向上計画を作成していること。 | | |
| ③　利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行ってい | □適合  □不適合 |  |
| るとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。 | | |
| ④　利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。 | □適合  □不適合 |  |
|  | ⑤　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合  □不適合 |  |
| 【算定に当たっての留意点】 | | |
| ①　利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施 | □適合  □不適合 |  |
| し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。 | | |
| ②　理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね３月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」 | □適合  □不適合 |  |
| という。）及び長期目標を達成するためのおおむね１月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。  　　長期目標及び短期目標は、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防・生活支援サービス計画等と整合が図れたものとすること。 | | |
| ③　利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同 | □適合  □不適合 |  |
| して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、１回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。  　　実施期間は、運動の種類によって異なるものの、概ね３月間程度とすること。  　　作成した運動器機能向上計画は、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。 | | |
| ④　運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。 | □適合  □不適合 |  |
| 提供する運動器機能向上サービスは、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとすること。  　　運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。 | | |
| ⑤　利用者の短期目標に応じて、おおむね１月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況につ | □適合  □不適合 |  |
| いてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。 | | |
| ⑥　運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後 | □適合  □不適合 |  |
| アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること。  　　介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされた場合、①～⑥の流れにより継続的に運動器機能向上サービスを提供する。 | | |
| ※　サービスの提供の記録において利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はない。 | | |
| 【相当・A】  18 選択的  サービス複数実施加算 | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市に届け出た事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | |
| ・選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　４８０単位 | □いる　□いない　□非該当 | |
| ・選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)　７００単位 | □いる　□いない　□非該当 | |
| ※　運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、できない。  ※　(Ⅰ)と(Ⅱ)は、同時に算定できない。 | | |
| 【厚生労働大臣が定める基準】  ・選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　：　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| ①　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、２種類のサービスを実施していること。 | □適合  □不適合 |  |
| ②　利用者がサービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。 | □適合  □不適合 |  |
| ③　利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを１月につき２回以上行っていること。 | □適合  □不適合 |  |
| ・選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)　：　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| ①　利用者に対し、選択的サービスのうち３種類のサービスを実施していること。 | □適合  □不適合 |  |
| ②　利用者がサービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。 | □適合  □不適合 |  |
| ③　利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを１月につき２回以上行っていること。 | □適合  □不適合 |  |
| 【算定に当たっての留意点】  　・　実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。  　・　いずれかの選択的サービスを週１回以上実施すること。  　・　複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。 | | |
| 【相当・A】  19 事業所  評価加算  ※介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝから準用 | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、評価対象期間（本加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から１２月までの期 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| 間（市に届け出た年においては、届出の日から同年１２月までの期間））の満了日の属する年度の次の年度内に限り、１月につき１２０単位を加算していますか。 | | |
| 【厚生労働大臣が定める基準】 | | |
| ①　定員利用・人員基準に適合しているものとして市に届け出て、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔 | □適合  □不適合 |  |
| 機能向上サービス、(以下「選択的サービス」という。)を行っていること。 | | |
| ②　評価対象期間における当該事業所の利用実人員数が１０人以上であること。 | □適合  □不適合 |  |
| ③　選択的サービスの受給者割合を以下の算定式から算出し、基準に適合していること。 | □適合  □不適合 |  |
| 評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数  　　─────────────────────────────　≧　０．６  　　　評価対象期間内に介護予防通所介護相当サービスを利用した者の数 | | |
| ④　評価基準値を以下の算定式から算出し、基準に適合していること。 | □適合  □不適合 |  |
| 要支援状態区分の維持者数（Ａ）＋改善者数（Ｂ）×２  　　 ─────────────────────────────────────　≧　０．７  　　　評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを  　　　３月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数（Ｃ）  　　注 1)　Ａには、要支援状態区分の維持者のほか、以下も含めて計算する。  　　　　　・要支援１・２が更新により、基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という。）となった場合  　　　　　・事業対象者が継続して事業対象者である場合  　　　 2)　Ｂには、要支援状態区分の改善のほか、事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった場合（ただし、要介護者になった者は除く。）も含む。  　　　 3)　Ｃには、要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として継続している者及び事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった者の数も含む。  　　　（　③、④の算定式は、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ　平成28年4月18日版  　　　　問2　厚生労働省　から　） | | |

注）「中山間地域等居住者サービス提供加算」は省略している。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第７　その他 | | | |
| 【相当・A】  1 変更の  届出 | 事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、１０日以内にその旨を市に届け出ていますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| ※　届出が必要な変更事項  　　①事業所の名称及び所在地  　　②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名  　　③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  　　④建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要  　　⑤事業所の管理者の氏名及び住所  　　⑥運営規程  ※　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市に届け出ること。  ※　運営規定の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は１年のうちの一定の時期に行うことで足りる。仮に１年の間に２回以上、従業者の日々の変動などがあったとしても、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る運営規定の変更の届出は年１回ということになる。  （平成27年3月2日・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料） | | |